堀越公方と室町幕府

――奉行人布施為基の軌跡――

松島周一

はじめに

堀越公方の研究史は、湯山学氏[1]や小和田哲男氏[2]による基本的事実の探求などが積み重ねられ、さらに百瀬今朝雄氏[3]と家永遵嗣氏[4]によって飛躍的に推し進められたといってよいであろう。百瀬氏は特に関東地方との関係で、その活動を具体的に描き出された。そこでは、足利政知の政治的活動が乏しいこと、渋川義鏡が政知の補佐にあたったこと、堀越公方と関東管領との疎遠な関係、政知が一時積極的に関東への進出を図り、現地の諸勢力との間で摩擦を生じさせながら、幕府の制止もあって挫折していったこと、などの一連の歴史像が提示された。一方、家永氏が提示された重要な論点は、堀越公方と京都の幕府政治特に斯波氏との関係の密接さであり、その視角からは堀越公方の自立性の乏しさが改めて指摘されることになった。堀越公方を「京都幕府の出張所」と規定し、その「自立性は問題にもならない」と評価する家永氏の論は、基本的に首肯さるべきものであろう。特に家永氏が、堀越公方奉行人に「京都幕府におけるポストを保ったまま」配属されている者があることを指摘されたことの意義は大きいと思う。

こうした百瀬氏と家永氏の所論が、今後の堀越公方研究や室町後期の東国史を探究する上での、最も拠るべき主要な成果であることは勿論であるが、同時にそこにはもう少し詰めておくべき課題も残っているように思われる。家永氏の指摘される、幕府に依存し自立性に乏しい堀越公方の実態とその活動は、百瀬氏が示されたような、実力は乏しいが、幕府や現地勢力とされ違いながらも東国での活動を重ねようとしていた堀越公方像とは、必ずしも整合しないようにも思われる。その点も含め、堀越公方についての検討をさらに進めるにあたってのひとつの鍵として、京都から送り込まれた堀越公方政知と行を共にしつつ、その活動を実際に支え、関東地方の諸勢力と直接間接に交渉をもつようになった奉行人たちの動向を具体的に把握することが重要ではないかと筆者は考えている。

小稿では、そうした堀越公方奉行人の中でも布施為基に焦点をしぼってみたいと考える。彼は家永氏が京都幕府との繋がりを指摘した人物である一方で、百瀬氏が浮き彫りにした堀越公方の関東での活動においても、主要な役割を果たしたと考えられる。その立場の両属性と、現実の活動がどう関連するのか、堀越公方のあり方を捉える上での興味深い切り口になるのではなかろうか。その見通しが、小稿の出発点である。

一、為基と幕府

堀越公方の奉行人として最も知られている一人を挙げるとすれば、多くの人が布施為基に指を屈するであろう。関東の多くの史料に名を残していて、その活動内容も多岐にわたる。[5]

おそらく堀越公方の奉行人を代表する一人であったと思われる彼が、同時に室町幕府の奉行人であったことは以前から指摘されていた。今日までに室町幕府の奉行人の一覧表がいくつか作成されており、[6]その全体像を窺うことが出来るようになっているが、為基の名もその中に見出すことができるのである。彼は文安五年（一四四八）～寛正四年（一四六三）にかけて右筆方奉行人に在職となっていた。このうち小稿で問題にしたいのは、彼が少なくとも寛正四年まで幕府の奉行人として在職したという点であり、その期間は長禄二年（一四五八）以前と推測される彼の関東下向[7]のあとにも及んでいる。彼は関東下向以後も、京都で幕府の奉行人でありつづけたということになる。

寛正四年の為基の幕府奉行人在職を示す史料とは、おそらく『大乗院寺社雑事記』[8]同年七月二十六日条に見える次の記載であろう。

一、室町殿御前奉行

飯尾美乃入道常恩　斎藤遠江入道玄良
治部河内守国通　飯尾左衛門大夫之種
清和泉守貞秀　布施下野守貞基
松川丹後守秀典　諏訪信濃守忠基
斎藤四郎左衛門尉種基　斎藤五郎兵衛尉
飯尾新左衛門尉　飯尾兵衛大夫
飯尾大和守　飯尾四郎左衛門尉
松田九郎左衛門尉
飯尾彦三郎　布施民部大夫
斎藤大蔵丞　諏訪左近将監
飯尾孫四郎　清四郎
飯尾善三郎　斉藤新左衛門尉

御前奉行とは、奉行人の中でも奉書発給に携わり加判する資格を有した者であるという。[9]『大乗院寺社雑事記』の同日条はいくつもの一つ書きを並べた形であり、この部分も前の諸々の記事から独立した形で、一番最後に何の説明もなく載せられたものである。従って、他の記事を書く中で何らかの必要から何年も前のリストを引用したものといったことは考え難く、これ

は寛正四年七月段階で大乗院尋尊が把握していた、当時の幕府御前奉行のリストと見做すのが穏当であろう。

このうち「布施民部大夫」が為基に比定されている。今谷明氏はこの人物について「比定が困難である」とされつつも、『斎藤基恒日記』康正元年（一四五五）十二月廿九日条にみえる

一、飯尾弥六兵衛尉貞有・布施民部丞為基両人、被召加御前衆了、

との「記事を参考に、一応布施為基に宛てるのが無難であろうか」とされる。ただし、為基が長禄二年以降、堀越公方の奉行人であることには問題があるとして「なお後考に俟つ」と留保を付されている。[10]湯山学氏は、今谷氏による『斎藤基恒日記』の記事の指摘を受けて、「為基が伊豆国下向以前は幕府の御前衆であったことが明らかになった」とされた。[11]一方、家永遵嗣氏は今谷氏の指摘をうける形で、為基を例に堀越公方府の構成について「京都幕府におけるポストを保ったまま公方府に配属されている者があった」とより踏み込んで述べられた。[12]今谷氏・湯山氏にあっては、為基が下向以後も数年にわたって幕府の御前奉行であったらしいことをどう評価すべきか、必ずしも詰められていなかったのに対して、家永氏はそれを堀越公方府を支える人材の、京都と堀越への両属性ともいうべき特徴として把握されたといえよう。筆者も結論として家永氏の指摘に従うべきであると考えるが、そのためには踏むべき階梯がまだ残されている。既にみたように、これらの議論の出発点となっている今谷氏の指摘は留保付きの推定に止まっていて、まだ完全に論証されていないというべきものなのである。それがいつの間にか、以後の議論の出発点になってしまっている。寛正四年段階における京都の御前奉行であった「布施民部大夫」が、同時期の堀越公方府の有力奉行人であった布施為基と同一人物であることが確認できるのかどうか。その作業を経て、家永氏の興味深い指摘もはじめて意味を持つことになる。

まず議論の順序として、寛正四年に「布施民部大夫」を為基以外の人物に比定し直してみることは可能であるかどうかを考えてみたい。この場合、注意が必要なのは、政知らの伊豆への下向時のことを記した『鎌倉大草紙』[13]には「……将軍家の御舎弟香厳院殿と申て禅僧にて天龍寺に御座有けるを、長禄元年十二月十九日、廿三歳にて俗に返し申、左馬頭政智と付、上杉中務丞為上使、同治部少輔政憲・南伊予守・飯河河内守・布施民部大夫・木戸三河守孝範等御供にて、同月廿四日、伊豆国迄御下着有、……」と見えることである。ここには為基を指すと思われる「布施民部大夫」の語がある。勿論、政知の伊豆下向が翌長禄二年の半ば頃であったことは百瀬今朝雄氏によって詳しく検証されており、[14]この記述もそのまま鵜呑みにすることはできない。ただ、民部丞である為基が五位の位階を得て民部大夫と呼ばれること自体は十分に想定可能であり、ここでは参考として留意することにしたい。もし、関東下向時に為基が民部大

夫であったのならば、そのおよそ五年後に『大乗院寺社雑事記』が引く御前奉行のリスト中の「布施民部大夫」を為基以外に比定するためには、寛正四年までに為基の官途は民部大夫以外のものに移り、別の布施一族の者が民部大夫と名乗っていたと考えねばならない。関東で為基の名前が載っている文書などを見ると、彼の官途は下向以後にも変化していたようであり[15]、こうした見方もあながち荒唐無稽ではないようにも思える。

しかし、ここで注意しなければならないのは、寛正三年から翌年にかけて、武蔵の赤塚郷をめぐって取り交わされている一連の文書である。

a鹿王院領武州赤塚郷事、為異于他寺領之間、自最初、可被宛行兵粮料所之段雖更無謂被思食、就千葉兄弟進退、武衛（渋川義鏡）頻被執申間、先御成敗之処、如御覚語、彼地事、自京都、可被返付院家之旨、御下知之上者、可被沙汰付下地於彼雑掌、至于千葉七郎者、可被下替地、厳密可被注申相当地之由、所被仰下也、仍執達如件、

寛正三年十一月廿三日　散　位（布施為基）在判

信濃前司（朝日持清）在判[16]

長尾四郎右衛門尉（景信）殿

【（　）の部分は松島の付した注。以下同じ】

b鹿王院領武州赤塚郷之事、任京都御成敗之旨、連可被返付寺家雑掌之由、所被仰下也、仍執達如件、

寛正四年二月廿七日　散　位在判

信濃前司在判

千葉七郎殿[17]

c被仰出鹿王院領赤塚郷事、職御上表候間、被返進御奉書候、如何存候、既先度如御申候者、雖縦職上表之儀候、在職可為同前、於被仰出候子細者、可有御成敗之由御申候き、然上者、於此地者、可被沙汰付寺家雑掌候者、可然存候由、可有御申沙汰候、委細者、自寺尾方可被申候、恐々謹言、

十二月廿八日　散位為基在判

謹上　長尾四郎右衛門尉殿[18]

d就鹿王院領赤塚郷之事、先度被成御奉書候処、御職御上表之間、被返進候哉、然自布施民部大夫方以状申候、依之自私も可言上仕候由、被仰出候、任御成敗之旨、被仰付候者、可然候哉、此段可預御披露候、恐々謹言、

十二月廿九日　沙弥礼春在判

謹上　長尾四郎右衛門尉殿[19]

cとdは無年号である。これらはaにつづく寛正三年（一四六二）のものとされることもあるが、筆者は黒田基樹氏の見解[20]に従って翌寛正四年に比定するのが妥当であると考える。内容的にaとc、dの遣り取りを一年以上かけてのんびりと行なうことは考え難いという見方もあろうが、筆者は黒田氏の指摘される通り、c、dにみえる「職御上表候間」「御職御上表之間」などの文言に着目したい。詳しくは以下の事実経過の確認の中で述べる。

この赤塚郷は永徳三年（一三八三）に足利義詮の未亡人如春から天竜寺の塔頭である鹿王院に寄進された地であった。[21] それが、この時期には堀越公方を支える有力者であった渋川義鏡の取り計らいで兵粮料所とされ、千葉氏に預けられていたことが分かる。「為異于他寺領之間、自最初、可被宛行兵粮料所之段雖更無謂被思食、就千葉兄弟進退、武衛頻被執申間、先御成敗之処」というaの文面からは、この件が義鏡の独走で堀越公方政知自身は乗り気でなかったようにも思えるが、もともと千葉氏に対する援助は京都の幕府が寛正元年（一四六〇）から三年にかけて繰り返し政知に命じていたことである。[22] 義鏡の行動は、家永遵嗣氏の指摘される通り、[23] 幕府の意向に沿ったものであろう。その段階では、関東管領と武蔵守護を兼ねる山内上杉房顕は蚊帳の外に置かれていた訳である。ところが、兵粮料所の対象にされたのが、京都の有力な寺院である天竜寺の塔頭の所領であるというところから問題が複雑化した。この経緯に不満を抱く鹿王院からの働きかけによってであろう、幕府はあっさりと政知や義鏡の対応を非難する側に廻り、赤塚郷への鹿王院の支配を回復させるよう命令を下した。そして堀越公方側は、一度は千葉氏に預けられた赤塚郷の支配権をとりあげ、適当な代替地を物色して給付するという、手間のかかる憎まれ役だけを山内上杉氏に求めたというのがaの内容である。これは幕府と堀越公方側の無定見な行動の後始末を、いきなり山内上杉氏に押しつけたというに等しい話であろう。年が明けて、堀越公方側は千葉氏にも赤塚郷を鹿王院の支配に戻すことを通告している。bである。

そのあとの具体的な経過は分からないが、寛正四年の後半になって、房顕が関東管領などの職を辞する意思を示すという事件が起こる。[24] c、dにみえる「職御上表候間」「御職御上表之間」などの文言は、このことを指していると思う。史料で見る限り、房顕が「職」の「上表」という意思表示を行なったのは寛正四年の後半以降であるから、本稿ではc、dを寛正四年のものと推定するのである。おそらくそれまで、山内上杉房顕とその下で堀越公方側との折衝にあたった長尾景信は、aの指示を実質的に握りつぶしていたのではないか。そして「職御上表」とともに、それゆえこの件ともう関わる謂われは無いとして、前年の「御奉書」すなわちaを突っ返したのではなかったろうか。

それに対して、たとえ房顕が辞職しようともその立場は「在職可為同前」、だから「於被仰出候子細者、可有御成敗」というのがcでの為基の言い分であり、さらに為基を寺尾礼春が側面援助しているのがdである。寺尾氏はもともと上野の国人領主として上州一揆にも加わり、関東管領上杉氏を支える軍事的基盤に組み込まれていた。[25] 応安二年（一三六九）十月に山内家の上杉能憲が幕府から伊豆の守護に任命されたが、そののち数代を経て山内上杉家を継いだ憲実の下、応永二十九年（一四二二）までに寺尾憲清が伊豆守護代となる。[26] 寺尾氏の伊豆守護代

への在任は、長禄二年（一四五八）の「寺尾若狭入道」までが知られている。[27]従って、山内上杉家の家宰である長尾氏とも関係は深い。そうした寺尾の一族である礼春がdにあるように「自私も可言上仕候由」を政知から「被仰出」れ、房顕や景信に疎まれそうな役回りを敢えて引き受けねばならなかったのは、それだけ堀越公方側との接点があったためであろう。こう考えると、政知が堀越公方として伊豆に下向する前後の頃まで、伊豆守護代をつとめていたことが確認される前記の「寺尾若狭入道」に、この礼春を比定することも可能であるかもしれない。

以上が寛正三年から四年にかけての赤塚郷をめぐる動きである。この一連の史料について言及したのは、当時の為基の官職を考えるためであったが、そうした本稿の視角から注目したいのが、dに見える「自布施民部大夫方以状申候」の部分である。「以状申候」とあるのがcの為基書状であることはほぼ確実であろう。ここから、寛正四年末の段階で「布施民部大夫」といわれる人物は為基に他ならなかったことが確認できる。しかもそれは、堀越公方や為基の間近にいて、彼らの対上杉氏の折衝を援助しているような立場の者が述べていることなのである。信頼性の高い情報といえよう。

次に、京都の記録から。『親元日記』[28]寛正六年（一四六五）八月二十日条に次の記事を見出せる。

関東長尾新五郎〔先度雖被任出雲守、依辞申如此、但馬守子也〕、雑掌僧〔性斎〕・布施善十郎同道、私宅江来臨、鎌倉殿御書并布施民部大輔書状在之、子細者、野州足利庄〔今ハ御敵踏云々〕御代官職事、云由緒之地、云度々忠節、望申事也、仍御吹挙如此云々、【〔　〕の部分は割注。以下同じ】

これは「足利政知の吹挙によって、長尾景人が将軍義政から御料所である足利庄代官に補任され」[29]たことに関わる記事であるが、その吹挙のために鎌倉殿＝足利政知の書状と布施民部大輔の添状があわせて京都に送られていたという。ここから「布施民部大輔」が当時、政知の間近にいた存在であることが推測できる。前記の赤塚郷をめぐる史料はこれより二年前のものであり、そこで「布施民部大夫」とされていた為基をこの人物に比定することは自然であろう。

以上の史料に登場する「布施民部大夫」「布施民部大輔」をともに為基に比定する作業は従来からも行なわれており、特に目新しいものではない。ただ、そこでは比定の手順や根拠が必ずしも明確でなかったり、文書の年代比定に一考の余地があるなどと思われたため、筆者の考えを最低限述べてきた心算である。その上で、改めて本稿の関心に引きつけて確認しておきたいのは、寛正四年末から寛正六年にかけての時期、関東にあっても京都にあっても、布施民部大夫と呼ばれる人物は為基以外に存在しなかったということである。この点の重要性は、これまであまり認識されてこなかったように思える。

もし『鎌倉大草紙』が述べるように、長禄二年以前の関東下

向に際して、為基が民部大夫であったのならば、その官職は少なくとも寛正六年まで変化しなかったということになる。あるいは『鎌倉大草紙』の記述に依拠することは留保した上で考察を行なうとしても、寛正四年末の「布施民部大夫」が為基であるならば、同年七月段階でのそれを別人と考えることはかなり困難であろう。いずれの見方からしても、前記の『大乗院寺社雑事記』に載る幕府の御前奉行「布施民部大夫」は同時期に堀越公方政知の奉行人であった為基であるということになる。かくて、今谷氏が想定され、家永氏がそれを受けついで議論を展開されたように、寛正四年の頃、為基は幕府と堀越公方府の奉行人を兼任していた事実を認めなければならないことになる。この事実はどのような意味を持っているのであろうか。

堀越公方政知の下での奉行人として為基が占めている位置は、相当重要なものであったと推測できる。その為基が同時に幕府の御前奉行の一員であったのならば、それは幕府と堀越公方の関係について、後者の従属性が著しく強かったことの明確な証左となるであろう。堀越公方が、幕府に対する独立政権の如き観を呈していたかつての関東公方と異なり、薄弱な実力しか有していないことは、従来から指摘されている。特に家永遵嗣氏はそれを、将軍義政によって斯波家の家督に据えられた義廉の父・渋川義鏡が斯波領国遠江の軍事力を以て堀越公方を支えていたことや、室町殿御分国の東端地域に堀越公方が存在しているという地政学的な観点に加えて、以上のような人事上の問題などから「幕府中央に対する公方府の独立性はそもそも問題にさえならない」とまとめられた[30]。少なくとも制度の上からみれば、こうした指摘はかなり首肯できるものであろう。その点で為基の存在は堀越公方の実力と実態を測る上でも誠に興味深いものといえるのである。

こうした両属性を帯びた存在である為基に、幕府が期待していた行動はどのようなものであったのか。それを窺うための手掛かりとして、少し時期は下るが、文明五年（一四七三）の次の史料に触れておきたい。

造内宮料関東御分国役夫工米事、去々年被仰之処、不事行云々、甚不可然、早任先規、可被相懸之旨、重被進御内書畢、厳密可被申沙汰之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明五年七月二日　　河内前司（治部国通）在判
修理大夫（摂津之親）在判

布施佐渡守（為基）殿[31]

この室町幕府奉行人奉書は、同内容のものが、同時に朝日信濃守（持清[32]）・長尾弾正左衛門尉（景信[33]）・太田備中入道（資清[34]）に充てて出されている。長尾と太田は関東管領上杉氏を支える実力者である。朝日信濃守は為基と並ぶ堀越公方政知の奉行人で、朝日氏は幕府奉公衆でもあった。こうした命令が、幕府から直接にこの四人に下されていることに注目したい。長尾と太田に宛てられたのは、その関東での実力ゆえであろう。では、為基と朝日信濃守の場合はどうか。堀越公方府の奉行人と

いうこともあろうが、公方政知を経由せずに、幕府から直接この二人に命令が届けられているのは、それだけ彼らが幕府との密接な連携を保っていた証左であろう。幕府が彼らに期待していたのは、関東において地元の有力者と提携しつつ幕府の意思を代行することなのであった。

二、為基と東国

では、為基はそうした幕府からの期待に応えていたのであろうか。注意したいのは、必ずしもそう評価してよいのか疑われる面が、彼の足跡の中には含まれていたことである。次の『蔭涼軒日録』[35]の記事などが想起される。

e（寛正元年四月三日条）
正脉院領訴訟之事伺之、即命于飯尾加賀守（之清）也、江州岩（根脱カ）郷并伊豆国布施民部丞押領両条之事也、

f（寛正元年七月六日条）
……正脉院領江州岩根郷并豆州安久保之事、布施民部大夫可被付之事、即命于寺奉行飯尾加賀守也、

g（寛正元年十月四日条）
浄智寺領伊豆国加納郷、布施民部押領之事、自寺家訴訟之旨披露之、即以飯尾左衛門大夫（之種）并加賀守、於管領（細川勝元）有御尋也、

h（寛正二年八月十日条）
正脉院領伊豆国安久郷・浄智寺領加納郷、布施民部大夫就御陣押領之事伺之、与伊勢（貞親）致談合、可被成御奉行之由被仰出也、以伊勢依虫気無出仕之故、先閣之、……

i（寛正三年三月十四日条）
……正脉院領伊豆国安久郷、布施民部丞依御奉書去渡之状、奉懸于御目也、……

j（寛正三年四月十六日条）
浄智寺領伊豆国布施民部大夫押妨、……

k（寛正三年六月八日条）
浄智寺領還付之御奉書、可被成于渋河（義鏡）殿之事、以伊勢守被命于飯尾左衛門大夫也、……浄智寺領者、布施民部大夫押妨之事也、

寛正元年（一四六〇）から三年にかけて、鎌倉の浄智寺や京都の正脉院が伊豆国内に持っていた所領と為基の関わりを伝える一連の史料である[36]が、そこに「押領」「押妨」の言葉が繰り返されているところから、一見すると為基が、幕府による規制の対象になるような不当な他者への権利侵害を行なっていたように読める。寺家の訴えをうけ、幕府は渋川義鏡に奉行人奉書を送るなどして、この「押領」行為を抑制しようとした。そうした圧力によって、為基も安久郷については「去渡之状」を幕府に提出し、撤退したものの如くである。しかし加納郷については、こののち文明年間まで為基が領有しつづけた可能性があるという[37]。

ここから、為基が下向先において、幕府からは認めがたい勝手な行為に走っていたという事実が判明すると考えてよいのであろうか。換言すれば、彼が幕府のコントロールから外れ、幕府奉行人としては暴走してしまったと判断してもよいのであろうか。為基が幕府と堀越公方の結節点に位置する存在であるだけに、この出来事は両者の関係を考える上でも重要な意味を有すると思うが、これまでこうした視点から検討されることは無かったと思う。

その検討を行なうに際して、小稿ではこの出来事を前記の赤塚郷をめぐる混乱と並べてみるべきではないかと考える。為基も問題の処理に当たっていた赤塚郷をめぐる事態の推移は、おそらく幕府の意向に沿うて関東での政治的・軍事的活動を進めるために、堀越公方側が必要な基盤・財源としての所領を確保しようとした点に原因を求められるにもかかわらず、結果をみると、義鏡や為基らが幕府から抑止されるような行為を勝手に行なっていたという枠組になってしまう。即ちこの事例を通して幕府と堀越公方側との関係を窺う際には、必ずしも結果だけにとらわれずにその経緯にも注意を払うという姿勢が必要なのである。

あるいはこうした事例もある。鶴岡八幡宮寺の供僧が記した『当社記録（香蔵院珎祐記録）[38]』の寛正二年（一四六一）七月分の記事に、恐らく為基のことと思われる「奉行布施」が伊豆すなわち堀越公方の許から相模に下って来たことが書かれている。同年九月の記事には「豆州奉行布放（施カ）方」が藤沢の辺りまで進んだことが記されるとともに、

今月二日、吉富郷ヨリ田郷（口カ）注進在之、以前之宇津宮、豆州之以御意、布放（施カ）方之渡状ニテ入部アリ、然間、可追立哉如何ト注進アリ、仍進止供僧達致衆会、布放方ヘ普賢院・如意院両人被出者也、雖然対面無之、仍執行ヨリ三日弘川ヲ為使者雖被申、……

とも見える。武蔵の吉富郷（関戸）は現在の東京都日野市や府中市などにわたる地域であり、この年六月に、武蔵の実力者長尾昌賢（景仲。関東管領で武蔵守護を兼ねる山内上杉房顕の家宰）の援助によって鶴岡八幡宮寺の支配下に戻されたばかりの土地であった。[39] 田口はその際に八幡宮寺から政所（代官）職に補任された。恐らく長尾の息のかかった者であったのだろう。その吉富郷に対して、堀越公方側は宇津宮という勢力を後援して介入したのであり、そのための実務を担っていたのが為基であったらしい。為基が後ろ盾となって吉富郷に入部した宇津宮について、次のような記事もある。

今月二日正覚院運瑜大僧都、就関戸事豆州参上、……彼敵方少弼方、渋川武漸（衛カ）方憑間、被立御使無為了、……（『当社記録』寛正二年十月）

この「少弼方」は、八幡宮寺側が「敵方」と表現している点、堀越公方との折衝の中で「無為」となっている点などからみて、宇津宮を指すと考えられる。それと八幡宮寺の使者との仲介を

しているのが渋川義鏡なのである。為基の行動は義鏡との協同の上になされたことが窺える。家永氏はこの宇津宮を、「康正元年に京都幕府の指令を受けて古河公方成氏に敵対する蜂起を試みて敗れた宇都宮等綱の縁者」と推測される。[40] 山田邦明氏は、吉富郷（関戸）はかつて康暦元年（一三七九）に鶴岡八幡宮寺に与えられた「宇都宮弾正少弼入道女子跡」を含んでいることを明らかにして、そうしたかつての権利者の流れをくむ者がこの時に堀越公方側と結びついたと指摘される。この「宇都宮弾正少弼入道」は寛正の頃から一世紀ほども遡った時代の宇都宮弾正少弼高貞であるという。『当社記録』が「宇津宮」を「少弼方」と呼ぶのも、彼が高貞と系譜がつながり、その権利の回復を狙った者であったためと捉えられたのである。[41]

赤塚郷の事例とあわせて、千葉氏や宇津宮某への幕府の庇護が、関東管領山内上杉氏ではなく渋川義鏡を通してなされたものと家永氏が捉えられたことは、基本的に首肯されるべき理解であろう。問題は、当然の成り行きではあるが、幕府の意思に沿う行動であろうと、堀越公方側の新たな現地への介入は、現在の権利者である鹿王院や鶴岡八幡宮寺などの領主側に損害を与え、その反発をうけてしまうことであった。

ちなみに、吉富郷（関戸）への宇津宮の入部を撤回させようとした鶴岡八幡宮寺が、そのために支払った代償は、堀越公方や関東管領方への「一献」料など、

三十三貫文　豆州、十四貫五百文　五十子両度、十貫文
御両人〔如意院・最勝院〕、五十貫文　少弼方へ〔被取也〕、十貫文　父子被下候、
以上　寛正貳年十一月九日　田口慶秋　在判
（『当社記録』寛正二年十一月）

というものであった。当事者の宇津宮が五十貫文を得ている一方、それを焚きつけ、次いで仲介に立つという、一見するとマッチポンプの典型のような振舞いをみせた堀越公方側も三十三貫文の「一献」料を獲得している。「御両人」は八幡宮側の使者として堀子句公方側との折衝などにあたった供僧たちである。「五十子」は武蔵国の地名で、そこを本陣として古河公方足利成氏と対峙していた関東管領兼武蔵守護の上杉方を指す。あわせて現地の代官である田口慶秋も、ご苦労賃ということか、ドサクサ紛れに十貫文を懐にしたというのが「父子被下候」の部分であろう。武蔵守護代の長尾氏によって保障された筈の既存の秩序を揺さぶられた鶴岡八幡宮寺は、その事態に対応するために、多大の出費を余儀なくされたのである。[42]

こうした展開をみると、山田邦明氏が「考えてみれば鶴岡八幡宮は足利氏の祈願所であり、堀越公方足利政知の下向は、外護者の復活という意味で歓迎されるべきはずのものであった。しかし現実には、政知の下向によって鶴岡八幡宮領の本主たちが権利を主張することが可能になり、彼らによって所領を押領された八幡宮は、これを回復するために、管領上杉氏だけでなく堀越公方へも、それ相応のまいないを贈りながら懇願しなけ

ればならなくなったのであり、鶴岡八幡宮の経済的窮乏はいっそう深刻になっていったのである」「（鶴岡八幡宮は）堀越公方というあらたな権力の参入によって、それを好機として旧領回復を実現した人々のために所領を押領されてしまったのである。この意味で堀越公方の下向は、すくなくとも鶴岡八幡宮にとっては歓迎すべからざる面のより強い事件であったといってよかろう」と指摘されている[43]ことの重要性が明確になる。こうした山田氏の指摘は、堀越公方と幕府、関東の諸勢力との関係をめぐる、百瀬氏と家永氏の見解を整合的にとらえるための鍵になると思われる。幕府の意向に従い、その方針を実現しつつ自らの権益と影響力を拡大しようと堀越公方側（直接的には渋川義鏡やその下に属する布施為基のような奉行人たち）が動いたとしても、それは山田氏が指摘されるように、関東各地の諸勢力が有する既得権益とは相容れない展開を招来することになってしまう。その摩擦によって問題が紛糾すれば、幕府は既得権益を擁護する側に廻らざるを得ないし、関東の政治秩序を保とうとする関東管領や上杉諸家も反発を強めることになる。その結果として堀越公方だけが、幕府や関東の諸勢力から浮き上がった格好になってしまい、自分たちの引き起こした問題から手を引くしか選択肢は無くなる。その際、自分たちの面目を保とうとしたり、問題への対応のために動き回った奉行人たちの収入を確保しようとすれば、鶴岡八幡宮に対してそうであったように、マッチポンプ的に仲介料としての「一献」分を受け取ることも有り得たであろう。かなり大雑把な捉え方であるが、こうした視角に立つことで、百瀬氏と家永氏の所説を架橋することは可能なのではなかろうか。

加納郷や安久郷の件も、史料に見えるのは結果の部分である。なぜ、その問題が起こったのかという原因については述べられていない。しかし、e～kのように史料を整理して、それらを上記のような視角から考えると、いくつか見えてくる点もある。

まずhの「正脉院領伊豆国安久郷・浄智寺領加納郷」を為基が「就御陣」き押領したとの記事を見ると、その行為は、堀越公方側が関東での戦乱に臨む上での必要な財源を確保するため（従ってそれは、根本的には幕府の意向に沿うためという一面を有する）であったと見なすことが出来るように思われる。そこで重要なのは、fの「……正脉院領江州岩根郷并豆州安久保之事、布施民部大夫可被付之事、即命于寺奉行飯尾加賀守也」との記事であろう。ここで「可被付」と敬語表現が使われている部分は、主語が将軍義政であると見なければならない。この問題についての一連の動きの中でも、hの「……与伊勢致談含、可被成御奉行之由被仰出也」やhの「……御奉書、可被成于渋河殿之事、以伊勢守被命于飯尾左衛門大夫也」などと使われている敬語の用法から見て、それは明らかである。そうであれば、この一文は正脉院が為基の「押領」を訴えていた安久保（郷）などについて、それを為基に付す（与える）ことが将軍の意思として奉行に命ぜられている、すなわち幕府側が為基の権利を

擁護する決定を行なっていると読むしかないと思われるが、それでは他の記事と較べて整合性が欠けるように見えることが難点であろう。しかし、為基の行為が関東での戦乱に対処するためのものであったとすれば、当初、幕府がそれを擁護する姿勢を示したことも不自然ではないと思う。

ただ、幕府にとって計算外であったのは、正脉院だけに止まらず、そのあとからgのように為基の行為を浄智寺も訴えはじめ、さすがに何らかの対応をとらざるを得なくなっていったことであろう。しかし、一度は為基の側に立った幕府の動きは遅々としたものであったし、漸く十ヵ月のちに見えるhの記事でも「以伊勢依虫気無出仕之故、先閣之」などとあって、あまり積極的な姿勢は見出せない。幕府としてはなるべく穏便に処理を進めようとした如くであり、さらに翌年になって漸く為基から安久郷の「去渡之状」をとったことがiに記される。その際にはおそらく、為基との接触を密にしている渋川義鏡を動かして説得に当たらせるなどのkのような措置がとられていた可能性もあろう。このように問題の展開をみる限り、為基が幕府からの指示に敢えて背くような姿勢を持っていたと捉える必然性は乏しいのではないか。

かくて、ここにも赤塚郷などと同様な、幕府の意向とむすびついた堀越公方側の動きが背景としてあり、それが問題化すると幕府が一転して抑止する側にまわったという展開を推測できるのではなかろうか。そうであれば、為基は幕府の統制から外れた「暴走」を行なっていたのではなく、その奉行人としての役割に忠実であろうとしたということになる。むしろ、同じような混乱を繰り返していた幕府側の対応こそ、欠陥を孕むものであったといえるかもしれない。

以上、小稿では幕府にとっての堀越公方の位置づけを研究史に学びつつ再確認してきた。具体的には、いくつかの事例の検討から、幕府にも両属していた為基らの公方府奉行人の活動などを通して関東の状勢に関与しようとする幕府の姿勢、しかしそれが繰り返し現地で摩擦を引き起こしてしまう悪循環、それらの結果として周囲から浮き上がっているかのように見えつつも、基本的には幕府の統制の下にある堀越公方の姿、などを窺うことができたと思う。

むすび

小稿で行なってきた作業は、堀越公方と室町幕府、関東の諸勢力の関係を、布施為基という一人の奉行人の足跡を通して窺ってみようとするものであった。そのために、為基が幕府と堀越公方府に両属する奉行人であることを事実として確認し、その人物が東国にあって、幕府の意向との関係や現地の諸勢力との折衝などの面で、具体的にどのような活動を行なっているのかを辿ってみようとした。

小稿の乏しい結論をまとめれば、為基らの奉行人を実務の担

い手としていた堀越公方の活動は、幕府の意向と大きく乖離するものではなかったことが、先ず挙げられよう。しかし、彼らがそうした立場から活動を行なおうとしても、それは現地においてそれなりに秩序を保っていた諸勢力のバランスを崩し、東国の情勢の攪乱要因となってしまう側面があった。従来から認識されてきたような、堀越公方は関東の諸勢力の結集に成功せず、むしろそれらと対立してしまい、新たな支配体制を作り出す力を持つことは出来なかったという歴史像は、幕府や堀越公方の意図と姿勢が、京都・関東の諸領主（そこには寺社から武士までの様々な階層が含まれている）が織りなす東国の現実と既存の秩序により、繰り返し撥ね返されるという展開の結果として、あらわれてきたものであった。

このことをより巨視的に見れば、鎌倉公方が古河公方と堀越公方に分裂してしまった段階で、幕府は既に、自らの意向の下で有効な東国政策を進める術を失っていた、もしくは失いつつあったということもできよう。その意味でも、正しく享徳の乱は「京都を中心とする応仁・文明の乱にも匹敵すべきもので、東国社会を根底から揺り動かし、規制の政治体制を崩壊させ、戦国時代への扉を開いた内乱」[44]と評価されるべきものなのである。

【注】

（1）湯山氏「堀越公方と相模」（『郷土神奈川』八、一九七七年。のち佐藤博信氏編『戦国大名論集　三　東国大名の研究』〔吉川弘文館、一九八三年〕に収載）。

（2）小和田氏「堀越公方の政治的位置」（『地方史静岡』一一、一九八三年）

（3）百瀬氏「鎌倉府の没落」（『神奈川県史　通史編一　原始・古代・中世』〔神奈川県、一九八一年〕第三編第三章第四節）。

（4）家永氏『室町幕府将軍権力の研究』〔東京大学日本史学研究室、一九九五年〕第二部第一章「足利義政の東国政策と応仁・文明の乱」。「堀越公方足利政知」（『静岡県史　通史編二　中世』〔静岡県、一九九七年〕第二編第三章第六節）。

（5）為基の活動が見られる範囲は広く関東の西半一帯に及んでおり、その状態は、現在、東京・神奈川・埼玉・群馬・栃木の各都県の史資料集に収められている文書の分布によって推察することができる。いくつかの事例を挙げれば、

①長禄二年（一四五八）五月（あるいは六月）から八月の間のことであったとされる政知の伊豆下向に先立

ち、既に為基は四月以前に関東へ下っていたと考えられている。「黄梅院文書」（黄梅院は鎌倉の円覚寺の塔頭である）の中に、黄梅院に与えられた同年四月十日付の堀越公方奉行人連署禁制があり、その一人の散位三善朝臣が為基に比定されている。その禁制の内容は「軍勢甲乙人等乱妨狼籍（藉）事」「伐取山林等事」を禁じたものであった（『神奈川県史　資料編三　古代・中世（三下）』〔神奈川県、一九七九年〕六二五八号）。

②上野の岩松持国に対して、「御書趣具披露仕候、仍御書并闕所被進候、御面目之至候、速被致御忠功候者、可然存候、……於向後不可存疎略候、可得御意候、……」と、堀越公方側に属するよう折衝に当たっていたことを示す書状がある。また、その代償としてか、持国に左京大夫の官が与えられることを（おそらく政知の意を受けて）内示している書状もある（『群馬県史　資料編五』〔群馬県、一九七八年〕一二〇七号。また、一三〇号）。

③下野の鑁阿寺に対しても、「当寺事者、異于他御祈祷所候、一向御無音為如何之次第候哉、但于今凶徒御同心分候歟、不然者、被捧御巻数等、御急言上候者、尤存候、委曲期来信候、……」と、古河公方足利成氏と絶縁して堀越公方側に与するよう求めており、それがある程度果たされた段階では取次的な役割を担っていたらしい（『栃木県史　史料編・中世一』〔栃木県、一九七三年〕四八〇号。また、一五一七・二〇・一四五・一四六・四八二号など）。

④武蔵の赤塚郷に関して、武士に押領されていたその土地を元の領主である鹿王院に戻すよう、守護代長尾氏に要請していた（この史料については後述）。

以上の事例からは、為基が堀越公方政知の下にあって、関東各地での様々な問題に対処し、実務処理に当たっていた有能な行政官僚の一人であったことが窺えるであろう。

また、その活動の期間もかなり長期にわたっている。現存資料で彼の関東での活動を示す最初のものは黄梅院への禁制であり、それが長禄二年に出されたことは既に述べた。その最後のものは、鑁阿寺宛に送られた文明七年（一四七五）十二月の書状であるという（前掲『栃木県史』一五号）。少なくともその十七年余り、彼は堀越公方を支える立場から、多方面にわたる足跡を残したのである。

（6）最近のものとしては、今谷明・高橋康夫氏編『室町幕府文書集成　奉行人奉書篇上』（思文閣出版、一九八六年）の付表などがある。

（7）注五①の「黄梅院文書」などから推測できる。

(8) 増補続史料大成本を使用。
(9) 今谷明氏「室町幕府奉行人奉書の基礎的考察」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一〔一九八二年〕。のち、同氏『室町幕府解体過程の研究』〔岩波書店、一九八五年〕に収載)。
(10) 同前。
(11) 湯山氏前掲論文を『東国大名の研究』に収載するにあたっての「追記」。
(12) 家永氏前掲「堀越公方足利政知」。
(13) 群書類従本を使用。
(14) 百瀬氏前掲論文。
(15) たとえば「佐渡守」「佐渡前司」など。ただし、「佐渡守」となっていたのは文明年間の頃であろうか。
(16) 『北区史　資料編　古代・中世一』(東京都北区、一九九四年)一七六号。
(17) 同一八二号。
(18) 同一八四号。
(19) 同一八五号。
(20) 同『北区史』の一八四号史料(C)に付された注と解説による。後述の、上杉房顕による関東管領辞職をめぐる展開の捉え方なども、基本的に同解説に従ったものである。
(21) 同七六号。なお、赤塚郷については、杉山博氏「武蔵国豊嶋郡赤塚庄について」(『地方史研究』二七、一九五七年)参照。
(22) 長禄四年四月十九日付右馬頭(政知)宛御内書では「千葉介窮困事、堪忍候之様、別而被加下知之、可為本意候状如件」とあり、寛正三年四月廿三日付左馬頭(政知)宛御内書では「千葉介事、代々忠節異于他候、殊先年父以下数輩討死候畢、連年在陣窮困之旨其聞候、令堪忍之様、別而有成敗者、可為本意之状如件」などとある(『御内書案』〔続群書類従本を使用〕)。
(23) 家永氏前掲『室町幕府将軍権力の研究』二五六頁。
(24) 寛正四年十二月廿六日付上杉兵部少輔(房顕)宛御内書には「職事辞退之条不可然候、如先々可有補佐也」とみえ、これが房顕の辞意を確認できる初見史料である。
(25) 峰岸純夫氏「上州一揆と上杉氏守護領国体制」(『歴史学研究』二八四、一九六四年。のち、同氏『中世の東国』〔東京大学出版会、一九八九年〕に収載)。
(26) 『静岡県史　資料編六　中世二』(静岡県、一九九二年)八〇九号、一六四五号。
(27) 同二三一七号。
(28) 続史料大成本を使用。
(29) 湯山氏前掲論文。
(30) 家永氏前掲『室町幕府将軍権力の研究』二七五頁。
(31) 『神奈川県史　資料編三　古代・中世(三下)』六三

四三号。

(32) 同六三四二号。

(33) 同六三四四号。

(34) 同六三四五号。

(35) 史籍刊行会本を使用。

(36) 『静岡県史　資料編六　中世二』はこれらの「布施民部大夫」を布施貞基に比定している（e＝二三五八号、f＝二三六八号、g＝二三七九号、h＝二三九九号、i＝二四〇九号、j＝二四一一号）。しかし、それは成り立たないと思う。当時の貞基は下野守である。まず享徳三年（一四五四）十月廿九日付の幕府奉行人連署奉書は「徳政事」について「於于今者、除永地、破棄年記本物返地等訖、早任請文之旨、以借銭十分壱、可被収納之由候也」との指示を諸方に出しており、連署部分は「飯尾下総守為数」「布施下野守貞基」「二階堂忠行」とある（佐藤進一・池内義資氏編『中世法制史料集　第二巻　室町幕府法』〔岩波書店、一九五七年〕八四頁）。そのあと『斎藤基恒日記』（続史料大成本を使用）の康正二年（一四五六）分には、彼を「布施下野守貞基」「布野貞基」などと記した例が散見される（三月廿七日・四月二日・七月廿五日・十二月廿一日条など）。次に寛正三年九月廿一日付の幕府奉行人奉書は「西岡辺土民等」の「蜂起」について「若出張之族在之者、堅相支之、可処罪科之旨、可被加下知境内并寺領等之由候也」と「東寺雑掌」に伝えていて、連署しているのは「飯尾左衛門大夫之種」と「布施下野守貞基」である（『中世法制史料集　第二巻　室町幕府法』二三二頁）。この間、貞基は基本的に下野守であり、その間は、この官職を帯びない時があっても、長禄二年（一四五八）五月十八日付の幕府奉行人連署の起請文に署判している「下野前司三善貞基」との名乗りを用いていたと思われる（同三四〇頁）。e～kに見える「布施民部大夫」は為基に比定することが穏当であろう。

(37) 注一一に同じ。

(38) 神道大系（鶴岡）本を使用。

(39) 『当社記録』寛正二年六月条に「今月十三日、関戸六ヶ村、今度長尾正賢以儀、自社家、惣社領社家之以代官、被致入部処ニ……」とみえる。

(40) 家永氏前掲『室町幕府将軍権力の研究』二五六頁。

(41) 山田氏「享徳の乱と鶴岡社」（『戦国史研究』一七、一九九九年。のち、同氏『鎌倉府と関東』〔校倉書房、一九九五年〕に収載〔「享徳の乱と鶴岡八幡宮」と改題〕）。

(42) ちなみに、吉富郷については次のような出来事も起こっている。吉富郷（関戸）の中にある鹿子嶋村について、『当社記録』は次のように記す（寛正二年七月）。

関戸六ヶ村、……但鹿子嶋一村未還、是ハ建長寺天

源庵、京方ヲ相カタラヒ押之云云、社領御寄進以前在契諾子細歟、一度御寄進之上ハ不可有改勤（動カ）之旨、都鄙之御判明鏡ナル由、板倉新左衛門尉方・伊香民部方へ度々雖被申、不用、然間天源庵へ両度以□□（使者カ）此子細申、当郷政所ニ堅可支之由申□（下カ）

長尾昌賢によって八幡宮寺領に戻された吉富郷のうち、鹿子嶋村だけは建長寺の天源庵が押領しているというのであるが、その際に天源庵は京方＝堀越公方方である板倉・伊香と結託しているという。この板倉は義鏡の配下である板倉頼資の一族であろう。これもまた、堀越公方の存在が現在の領主側にとって混乱を招いている事例といえよう。この事件についても、山田氏前掲論文を参照。

(43) 山田氏前掲論文。

(44) 峰岸純夫氏「東国における十五世紀後半の内乱の意義」（『地方史研究』六六、一九六三年。のち、同氏『中世の東国』に収載）。